

障害者総合支援法

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

障害のある人が住み慣れた地域で生活していくために必要となる福祉サービスを定めた法律です。

福祉サービスは、自立支援給付と地域生活支援事業の2つに大きく分けられます。

以下のサービスを利用するためには、市町村へ申請手続きを行い、障がい支援区分の認定、支給決定を受けた上で、指定事業者・施設等との契約や指定医療機関での受診をおこなう。

【窓口】居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課

(1) 主なサービスの概要

● 自立支援給付関係

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる援助の提供
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方又は重度の知的障がいもしくは、精神障がいにより 行動上著しい困難がある方に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護など生活全般の援助の他、外出の際の移動中の介護など総合的な支援を提供
	同行援護	視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供や移動の援護、その他必要な援助を提供
	行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護その他必要な援助の提供
	療養介護	医療に加え常時介護が必要な方に対して、病院で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助の提供
	生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会等を提供
	短期入所 (ショートステイ)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を提供
	重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な方に対し、居宅介護その他複数サービスを包括的に提供
	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援の提供
訓練等給付	自立支援	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上・維持のために必要な訓練、支援の提供
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を提供
	就労継続支援	企業等の就職することが困難な方等に対して、就労、生産活動などの機会の抵抗、知識や能力向上のために必要な訓練を提供
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用された方に対して、就労の継続を図るために、企業や医療機関等の関係機関との連絡調整、就労に伴う生活面の課題に関する相談、助言等必要な支援の提供
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしをした方等に対して、一定の期間にわたり、日常生活の中での課題に対して必要な情報の提供や助言、関係機関等との連絡調整等必要な援助を提供
	共同生活援助 (グループホーム)	地域における共同生活住宅において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を提供
支援域給付相談	地域移行支援	施設等に入所している方に対して、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を提供
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制の確保、緊急の事態等における相談その他必要な支援を提供
支援計画給付相談	計画相談支援 (サービス利用支援 継続サービス利用支援)	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成 支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う。

2021年3月現在

●地域生活支援事業関係

- ・地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業
- ・生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも想定できる事業

市町村地域生活支援事業[必須事業](参考)

理解促進研修・啓発	地域社会の住民に対して障がい者等に関する理解を深めるための研修や啓発を行う
自発的活動支援	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援するもの
相談支援	障がい者のいろいろな相談に応じて情報の提供や助言等を行うもの
成年後見制度利用支援	知的障がい者又は精神障がい者の成年後見制度の利用を支援するもの
成年後見制度法人後見支援	業務を適正に行うことができる法人を整備するとともに、法人後見の活動を支援するもの
意思疎通支援	手話通訳者の派遣などを通じて、障がい者の方の円滑なコミュニケーションを図るもの
日常生活用具給付等	日常生活を便利に、または容易にするために必要な物の給付を行うもの
手話奉仕員養成研修	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するもの
移動支援	障がい者の外出の際に円滑な移動を支援するもの
地域活動支援センター機能強化	創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図る地域活動支援センターの機能を強化するもの

(2)障がい児支援について

通所支援 (援護実施者/市町村)	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある障がい児に、児童発達支援及び治療を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う
(同/大府)	福祉型障がい児入所支援	施設に入所する障がい児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う
	医療型障がい児入所支援	施設に入所する知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う
(同/市町村)	障がい児相談支援	障がい児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい児通所支援等の種類や内容等を定めた障がい児支援利用計画案及び障がい児支援児支援利用計画を作成する 支給決定後、モニタリング期間ごとに障がい児支援利用計画の見直しを行う

2021年3月現在